Marubeni 光電話サービス契約約款

第１章　総則

第1条（約款の適用）

1　当社は、この「Marubeni 光電話サービス契約約款」（以下「約款」といいます）を定め、これに従い Marubeni 光電話サービス（以下「本サービス」といいます）を本サービスの利用契約者（以下「本サービス契約者」といいます）へ提供します。

2　本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）は、この約款の各条項の定めに従うものとします。

第2条（通知の方法、約款の変更）

1　当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面又は電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。

2　この約款は、民法５４８条の２第１項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法５４８条の４の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用　語　の　意　味
1.　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2.　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3.　国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの。
4.　国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
5.　通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6.　契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
7.　Marubeni 光電話サービス取扱所	(1)　Marubeni 光電話サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)　当社の委託により Marubeni 光電話サービスに関する契約事務を行う

	者の事業所
8.　相互接続点	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社とそれ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第９項若しくは第 10 項又は第 34 条第４項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（日本電信電話株式会社が協定事業者（日本電信電話株式会社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第２条第３項に定める都道府県の区域をいいます。 以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第 29 条第 11 項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
9.　接続契約者回線	Marubeni 光サービスの契約をしている回線
10. 利用回線	本サービスを利用するための電気通信回線
11. 契約者回線	本契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線
12. 接続契約者回線等	(1)　接続契約者回線 (2)　利用回線 (3)　契約者回線
13. 回線収容部	契約者回線を収容するために通信事業者が設置する電気通信設備
14. 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
15. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16. 協定事業者	日本電信電話株式会社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17. 相互接続通信	相互接続点との間の通信
18. 契約者回線等	(1)　接続契約者回線等 (2)　相互接続点
19. シェアドアクセスサービス	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の光ファイバを相互接続で利用し、通信事業者各社がサービス提供をする形態
20. 光回線再利用	シェアドアクセスサービスから本サービスへの移行、又は本サービスからシェアドアクセスサービスへの移行に際し、既設設備を流用する手続き

第２章　本サービス

第4条（本サービスの種類）

本サービスは、東日本電信電話株式会社、又は西日本電信電話株式会社（以下「通信事業者」という）が提供する音声利用ＩＰ通信網サービスを利用したサービスであり、次の種類があります。

・ Marubeni 光電話

・ Marubeni 光電話プラス

・ Marubeni 光電話オフィス
・ Marubeni 光電話オフィスプラス
・ Marubeni 光電話専用
・ Marubeni 光電話専用プラス

第5条（本サービスの提供区域）

本サービスは、通信事業者が提供する音声利用 IP 通信網サービスの提供区域において提供します。

第３章　契約

第6条（契約の単位）

1　当社は、本サービス１回線ごとに１の契約を締結します。

2　本サービス契約者は１の契約につき１人に限ります。

第7条（契約申込の方法）

本サービスの申込みをするときは、契約事務を行う Marubeni 光電話サービス取扱所からの案内にしたがって当社所定の方法で手続きを行っていただきます。

第8条（契約の成立）

1　本契約は、新たに契約者となろうとする者（以下「利用申込者」といいます）が、この約款を本契約の内容とすること、かつこの約款での取引に合意のうえ当社所定の方法により申し込みをし、当社が審査を行い所定の方法で所定の事項を利用申込者に通知したときに、当該申込みの承諾があったものとして成立するものとします。なお、申し込みにあたっての条件についても、この約款が適用されるものとし、また当社へ申込みいただいた後の撤回・取消はできないものとします。

2　利用申込者は、契約を申し込むにあたり、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。

(1) 当社に届け出た事項に虚偽、不足がないこと

(2) 本契約を申し込む正当な権限を有し、当該権限の範囲内で申し込みを行うこと

(3) 過去にこの約款に違反し、利用停止・解除等の処分を受けたことがないこと

3　当社は、本条第１項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。

4　当社は、この約款を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

第9条　（契約者回線番号）

1　本サービスの電話番号（以下「契約者回線番号」といいます）は、１の回線収容部又は１の利用回線ごとに当社が定めます。

2　本サービス契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。

3　前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更の手配を行います。

4　前項に規定するほか、通信事業者の技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本

サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

5　前２項の規定により、本サービスの契約者回線番号を変更する場合には、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

（注１）番号ポータビリティ（事業法第 50 条に規定するものをいいます。）によってその変更前の電話番号と同一の番号を利用することができます。
ただし、技術的に困難な場合等通信事業者が別に定める場合はこの限りではありません。

（注２）当社は、本条の規定によるほか、第 32 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。

第10条 （請求による契約者回線番号の変更）

1　本サービス契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、当社所定の方法により当社へその変更の請求をしていただきます。

2　当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第11条 （細目の変更）

1　本サービス契約者は、細目の変更の請求をすることができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、第 8 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

第12条 （本サービスの利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第13条 （本サービス利用権の譲渡）

本サービス契約者は、本サービスの利用権を譲渡できないものとします。

第14条 （本サービスの利用契約の解除）

1　本サービス契約者は、その契約を解除しようとするときは、そのことを Marubeni 光サービス取扱所に所定の方法により通知していただきます。

2　第 18 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。

3　当社は、本サービス契約者が第 18 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず本サービスの利用を停止しないで本契約を解除することができるものとします。

4　本サービス契約者が Marubeni 光サービス契約約款に基づき、その契約を当社から解除されたときは本サービスの契約も当然に解除されるものとします。

5　本サービス契約者に次に定める事由のいずれかが発生した場合、当社は本契約を催告なく解除できるものとします。この場合、本サービス契約者は期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく料金等を当社に支払うものとします。

(1) 支払停止又は支払不能に陥ったとき、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき

(5) 第８条第２項（利用申込者の表明保証）に違反したとき

(6) 料金（遅延損害金を含む）の全部又は一部の支払を遅滞し又は支払を拒否したとき

(7) この約款に違反し催告後も是正しないとき

(8) 死亡、行為無能力者又は制限行為能力者となったとき

(9) 当社に届け出られた連絡先と連絡がとれないとき

(10)監督官庁から営業許可の取消・停止等の処分を受けたとき

(11)本サービス契約者若しくはその役員および従業員に、総会屋、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）が存在するとき、若しくは名目の如何を問わず、本サービス契約者若しくはその役員および従業員が反社会的勢力の維持・運営若しくは関与し、又は意図して反社会的勢力と交流をもっているとき

(12)その他当社が本サービス契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき

第４章　付加機能

第15条　（付加機能の提供）

1　当社は、本サービス契約者から請求があったときは、料金表第３表(3)に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社又は通信事業者の業務に遂行上支障があるとき、又は本サービス契約者が警察機関から当社に対して特殊詐欺に関係があるとして付加機能の提供の拒否要請を受けたものと同一であるとき、その付加機能を提供できないことがあります。

2　付加機能のうち、電話転送機能の請求があった場合（料金表第３表(1)に付加機能が予め付帯する場合を含む)、当社は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）別表第４の定めに従い本人特定事項（契約者の氏名（法人の場合は名称)、住居（法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）及び生年月日）の確認を行います。当社にて本人特定事項の確認がとれない場合は、着信転送機能を提供できない場合があります。

第16条　（付加機能の利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第５章　利用中止等

第17条 （利用中止）

1　当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳、又は輻輳するおそれがあると当社がみとめたとき。

(3) 当社又は通信事業者が設置する電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(4) その他当社又は通信事業者が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2　当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条 （利用停止）

1　当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 通信事業者が規定する利用以外の用途に使用したと通信事業者が認めたとき。

(3) 警察機関から当社に対して特殊詐欺に利用された電話サービスの一部を停止する要請があったとき。なお、その場合、契約者回線番号が変更となる場合があります。

2　当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社から予めその理由、利用停止する日及び期間を本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第６章　通信

第19条 （相互接続点との間の通信等）

1　相互接続通信は、相互接続協定に基づき通信事業者が別に定めた通信に限り行うことができます。

2　相互通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、通信事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

3　当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

第20条 （通信利用の制限等）

通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第21条 （通信時間の制限等）

通信が著しく輻輳するときは、通信事業者により通信時間又は特定の地域の回線等への通信の利用を制限することがあります。

第22条 （国際通信の取り扱い地域）

国際通信の取り扱い地域は、料金表第４表（３）に定めるところによります。

第23条 （契約者回線番号通知）

1　接続契約回線等から契約者回線等への通信について、契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信についてはこの限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（通信事業者が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3) その他当社が別に定める通信

2　前項の規定により、本サービスの契約者回線番号を着信先の回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

4　当社は前２項にかかわらず、本サービスの利用回線から、電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及びその利用回線に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。
ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

5　当社は、前３項の規定により、本サービスの契約者回線番号等を着信先の回線等へ通知すること又は通知しないことに伴い発生する損害については、何ら責任を負いません。

第７章　料金等

第24条 （料金及び工事に関する費用）

1　当社が提供する本サービスの料金は、手続き及び利用料金に関する料金とし、料金表第１表、第３表に定めるところによります。

2　当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表第２表に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本料金。番号使用料、付加機能使用料、及びユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料を合算したものとします。

第25条 （利用料金の支払義務）

1　本サービス契約者は、この約款に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、本契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第３表に規定する利用料金の支払いを要します。

2　前項期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

(1)　利用の一時中断をしたときは、本サービス契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2)　利用停止があったときは、本サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3)　前２号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払を要しない料金
1.　本サービス契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（２欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻から 48 時間以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。
2. 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。
3. 回線収容部の変更に伴って本サービスを利用できなった期間が生じたとき。（本サービス契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。

3　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4　当社は、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して負担する金銭債務と、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して有する金銭債権とを、その支払期限にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺（控除）することができます。

第26条 （通信料金の支払義務）

1　本サービス契約者は、Marubeni 光電話回線から接続契約者回線等へ行った通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第４表の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2　本サービス契約者は、契約者回線等と通信事業者が定めるものとの通信について、本サービスに係る部分と電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第４表の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

3　相互接続通信の料金の支払義務については、前２項の規定にかかわらず、本サービス契約者又は

相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

4　前３項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5　本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、本サービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第27条 （手続きに関する手数料の支払義務）

1　本サービス契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表に規定する手続きに関する手数料の支払いを要します。ただし、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。

2　当社の口座に直接振込む場合の振込手数料は契約者の負担とします。過入金により返還を行う場合、返金事務手数料を差し引いた額を返還します。なお、過入金が当社の返還事務手数料を下回る少額の場合は、社内処理上、返還しません。

3　口座振替、クレジットカード払いの領収書は、通帳又は利用明細の記載をもって領収書に代えるものとし、領収書を発行しないものとします。

第28条 （工事費の支払義務）

1　本サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表に規定する工事費の支払いを要します。
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。

2　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 28 条の 2（利用料金等の支払期日）

本サービス契約者は、この約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務につき、当社が別途指定する所定の方法（当社が本サービス契約者へ送付する請求書を含むがこれに限られない）に記載する支払期日までに、当社にこれを支払うものとします。

第 28 条の 3（解約時の残債務の弁済）

本サービス契約者は、本契約の解約を希望する場合には、この約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務の残額の全て（以下「残債務」といいます）につき、当社に対し、本契約の解約手続きと同時に支払うものとします。

第 28 条の４（事業者変更）

1　本サービス契約者が本サービスから通信事業者が提供するＩＰ通信網サービスを利用した他社のサービス（以下「他社光コラボサービス」といいます）への契約変更（以下「事業者変更」といいます）を希望する場合には、第 28 条の 2（利用料金等の支払期日）および第 28 条の 3（解約時の残債務の弁済）の規定を適用するものとします。

2　本サービス契約者が、第 28 条の 2（利用料金等の支払期日）および第 28 条の 3（解約時の残債務の弁済）の規定に従わず、当社に対し残債務を弁済しない場合には、当社は、事業者変更に必要な番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます）を発行しないことができるものとします。

3　前項の場合、本サービス契約者は、当社が事業者変更承諾番号を発行しないことにつき、異議がないものとします。

4　当社は、本サービス契約者が残債務の弁済を完了した場合には、速やかに事業者変更承諾番号を発行するものとします。

第 28 条の５（光回線再利用）

1　本サービス契約者が本サービスからシェアドアクセスサービスへの光回線再利用を伴う契約変更を希望する場合には、第 28 条の 2（利用料金等の支払期日）および第 28 条の 3（解約時の残債務の弁済）の規定を適用するものとします。

2　本サービス契約者が、第 28 条の 2（利用料金等の支払期日）および第 28 条の 3（解約時の残債務の弁済）の規定に従わず、当社に対し残債務を弁済しない場合には、当社は、光回線再利用に必要な番号（以下「光回線再利用承諾番号」といいます）を発行しないことができるものとします。

3　前項の場合、本サービス契約者は、当社が光回線再利用承諾番号を発行しないことにつき、異議がないものとします。

4　当社は、本サービス契約者が残債務の弁済を完了した場合には、速やかに光回線再利用承諾番号を発行するものとします。

第29条 （割増金）

本サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の２倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第30条 （延滞利息）

本サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第８章　保守

第31条 （本サービス契約者の切分責任）

1　本サービス契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又

は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2　前項の確認に際して、本サービス契約者からの請求があったときは、当社は、本サービスの試験を行い、その結果を本サービス契約者にお知らせします。

3　当社は、前項の試験により当社又は通信事業者が設置した電気通信設備に支障がないと判定した場合において、本サービス契約者の請求により当社又は通信事業者が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、本サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、当社が定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

第32条（修理又は復旧の順位）

通信事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、通信事業者が各機関との協議により定めた順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧されます。

第９章　禁止行為

第33条（営業活動の禁止）

本サービス契約者は、本サービスを使用して、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第34条（著作権等）

1　本サービスにおいて当社が本サービス契約者に提供する一切の物品（この約款、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社及び通信事業者が定める者に帰属するものとします。

2　本サービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第１０章　損害賠償

第35条（責任の制限）

1　当社は、本サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除

きます。）は、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、その本サービス契約者の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から 48 時間以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る月額基本料等の月額料を発生した損害とし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第３表（１）（基本料金）に規定する基本料金

(2) 料金表第４表（通信料金）に規定する通信料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前６料金月の１日当たりの平均通信料金（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3　当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。

(注 1) 本条第２項第２号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均通信料金とします。

(注 2) 本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、通信事業者の規定に準じて取り扱います。

第36条 （免責）

1　当社は、本サービス契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2　当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、本サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

3　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

4　当社は、第 17 条（利用中止）、第 18 条（利用停止）、第 47 条（本サービスの廃止）に規定により本サービスの利用中止、利用停止並びに本サービスの廃止に伴い生じる本サービス契約者の被害について、一切の責任を負いません。

5　サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、約款の規定外の事故であることから本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

6　当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。

この場合、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

第１１章　雑則

第37条（協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

1　本サービス契約者は、本契約の成立により、KDDI 株式会社が定める契約約款に基づいて、KDDI 株式会社と電気通信サービスに係る契約を締結したこととみなされます。ただし、本サービス契約者から KDDI 株式会社に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。

2　前項の規定に KDDI 株式会社と契約を締結した者は、KDDI 株式会社に係る電気通信サービスを利用した場合にはその契約約款に基づいて料金の支払を要することとなります。ただし、本サービス契約者がその契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けている場合は、その利用の状況にかかわらず、その利用料金に支払を要することがあります。

第38条（承諾の限界）

当社は、本サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第39条（利用に係る本サービス契約者の義務）

1　本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2　本サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第40条　（利用上の制限）

本サービス契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

本サービス契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社のサービスの品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方　式	概　要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコール

	バックサービスの方式

第41条　（本サービス契約者氏名の通知等）

1　本サービス契約者は協定事業者（その本サービス契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます、以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社又は通信事業者がその本サービス契約者の氏名、住所および本サービスの契約者回線番号をその協定事業者に通知することがあることについて、同意していただきます。

2　相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3　本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4　本サービスの契約者は、第 18 条（利用停止）第 1 項(3)で定める場合、当社がその契約者の氏名、住所、契約回線番号等を警察機関に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第42条　（協定事業者からの通知）

本サービス契約者は、当社又は通信事業者が料金の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金等を適用するために必要なその本サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第43条　（電話帳への掲載）

1　本サービスの契約者回線番号、その契約者の氏名、職業等は通信事業者が、その定める電話サービス契約約款に基づき発行する電話帳（以下「電話帳」といいます。）に掲載されます。

2　電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、通信事業者が提供する電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。これらの申込みは当社が取り次ぎます。

3　本サービス契約者は、前項に従い重複掲載の申込みを行い、通信事業者から承諾を受けたときは料金表第５表に規定する料金の支払を要します。

第44条　（番号案内）

1　本サービスの契約者回線番号は、通信事業者が行う番号案内（以下「番号案内」といいます。）の対象となります。

2　番号案内に係る料金その他の提供条件は、通信事業者が定める電気通信サービス約款の規定に

準じて取り扱われます。

第45条　（番号情報の提供）

1　本サービスの契約者回線番号に係る番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第 43 条（電話帳への掲載）又は第 44 条（番号案内）の規定により電話番号掲載および番号案内を省略することとなったものを除きます。）をいいます。以下、本条において同じとします。）は、番号情報データベース（番号情報を収容するために通信事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条に同じとします。）に登録されます。

2　前項の規定により登録された番号方法は、番号情報データベースを設置する通信事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供します。

第46条　（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第47条　（本サービスの廃止）

1　当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2　当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に本サービス契約者に告知いたします。

第48条　（本サービスの変更等）

1　当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をします。ただし、本サービス契約者に不利な変更等の場合、当社は事前に通知をします。

2　当社は、事前に通知することで、本サービス契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休廃止します。

第49条　（個人情報の取り扱い）

1　当社は、本サービス契約者から取得した個人情報について、下記の目的に利用できるものとします。また、本サービス契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者又は事業者変更先事業者から請求があったときは、当社がその本サービス契約者の氏名及び住所等を、その事業者に通知する場合があることについて、同意して頂きます。

①　商品・サービス 等の提供を含む契約の締結・履行、契約後の管理、提供した商品・サービス等のアフターサービスの実施のため

②　商品・サービス等の提供に必要な連絡および商品等の発送のため

③　商品・サービス等に関する情報およびその他当社の事業活動に関する情報案内のため

④　商品・サービス等に関する料金の請求収納および債権保全のため

⑤　市場調査、その他の調査・研究のため

⑥　懸賞、キャンペーン等の実施のため

⑦　取引先・顧客との契約の締結・履行、契約後の管理、その他取引先への必要な連絡のため

⑧　取引先・顧客およびマーケティング情報の分析のため

⑨　新商品・新サービスの提供を目的とした開発、ならびに各種商品およびサービスの品質改善、マーケティングへの活用等のための調査・分析（当該分析のための統計データの作成、利用、提供を含みます。）のため

⑩　取引先・顧客との円滑な関係を構築・維持するための各種方策の実施、各種便宜（ポイント、クーポン、キャッシュバックなどのインセンティブプログラムなどを含みますが、これらに限られません。）の供与のため

⑪　当社へのお問い合わせ、ご意見に対応するため

⑫　施設、設備および機器の保守管理、並びにその利用状況の管理のため

2　本サービス契約者は、当社が、本サービスの提供のため、その過程において本サービス契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。

3　当社は、本サービス契約者から知り得た個人情報については、当社が別途定める個人情報保護方針（以下「プライバシーポリシー」という）に基づき取り扱うものとします。

4　当社は、本サービス契約者の個人情報につき、業務上の必要に応じて本サービス契約者情報の適正な管理についての契約を締結した第三者にその取扱いを委託することができるものとし、本サービス契約者は予めこれを承諾するものとします。その際、当社は委託先に対し適切な監督を行います。

5　当社は、法律で認められた場合を除き、個人情報を本サービス契約者の同意なしに第三者に開示・提供しません。但し、法令に基づいて司法機関、行政機関等から法的義務を伴う要請を受けた場合、合併その他の事由による事業承継に伴う場合もしくはその可能性がある場合その他法令に定めがある場合には、例外的に契約者の同意なく必要最低限の情報を当該第三者に開示・提供する場合があります。

6　前項にかかわらず、本サービス契約者の本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当該業務に必要な範囲内で金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。

第50条　（Marubeni 光サービス契約約款の適用）

この約款に定めのない事項については、「Marubeni 光サービス契約約款」の規定に従うものとします。

第51条　（その他）

1　当社および本サービス契約者は、本契約又は約款の解釈に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

2　前項の協議が整わなかった場合、本契約又は約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3　この約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

付則

この約款は 2015 年 9 月 1 日から適用します。

2016 年 2 月 1 日　サービス名称改定

2016 年 9 月 13 日 一部料金改定

2017年4月1日　一部改定
2018年12月1日　一部料金表改定
2019年10月1日　一部料金表改定
2020年4月1日　一部改定
2021年1月1日　一部料金表改定
2021年10月1日　一部料金表改定
2022年6月30日　一部改定
2023年3月31日　一部改定
2023年7月1日　一部改定
2024年2月1日　一部料金表改定
2024年10月1日　一部改定
2025年1月31日　一部改定
2025年4月1日　一部改定

別記

料金表（Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス）
（Marubeni 光電話オフィス、Marubeni 光電話オフィスプラス）

第１表　手数料

		単位	料金
新規契約手数料		契約回線毎	無料
転用手数料	Marubeni 光回線と同時申込みの場合	契約回線毎	無料
	ひかり電話を単独で転用した場合	契約回線毎	1,840 円(税込 2,024 円)

第２表　工事費

区分			単位	料金
基本工事費	交換機等工事のみの場合		1 工事毎	2,000 円(税込 2,200 円)
	工事担当者がお伺いして機器工事を行う場合		1 工事毎	7,500 円(税込 8,250 円)
交換機等工事費	基本機能		1 利用回線毎	1,120 円(税込 1,232 円)
	付加サービス	発信者番号表示	1 利用回線毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		ナンバーリクエスト	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		通話中着信	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		電話転送	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		迷惑電話拒否サービス	1 利用回線又は 1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		着信お知らせメール	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		FAX お知らせメール	1 利用回線毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		追加番号	1 番号毎	820 円(税込 902 円)
		複数チャネル	1 利用回線毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		テレビ電話/高音質電話	1 利用回線毎	無料
	同番移行		1 番号毎	2,140 円(税込 2,354 円)
	発信者番号通知の変更を行う場合		1 番号毎	820 円(税込 902 円)
	一括転送機能		1 利用回線毎	1,120 円(税込 1,232 円)
	故障・回復通知機能		1 利用回線毎	1,120 円(税込 1,232 円)
	Marubeni 光電話＃ダイヤル		1 工事毎	1,120 円(税込 1,232 円)
	特定番号接続		1 工事毎	1,120 円(税込 1,232 円)
	着信課金　（基本機能）		1 着信課金番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
	着信課金（オプション機能）	発信地域振分機能	1 着信課金番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		話中時迂回機能	1 迂回グループ毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		着信振分接続機能	1 振分グループ毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		時間外案内機能（受付先変更機能）	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)

		カスタマコントロール機能	1 着信課金番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		特定番号通知機能	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
	グループ内線機能		1 事業所番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
機器工事費	ホームゲートウェイ（光電話ルーター）	設置費	1 工事毎	1,630 円(税込 1,793 円)
		設定費	1 工事毎	1,120 円(税込 1,232 円)
オフィス機器工事費	オフィスタイプ・オフィスプラス対応アダプタ 4 チャネル用		1 台毎	8,000 円(税込 8,800 円)
	オフィスタイプ・オフィスプラス対応アダプタ 8 チャネル用		1 台毎	9,500 円(税込 10,450 円)
	オフィスプラス対応アダプタ最大 23 チャネル用		1 台毎	16,000 円(税込 17,600 円)
	オフィスプラス複数機器対応アダプタ（最大 32 チャネル対応）		1 台毎	13,000 円(税込 14,300 円)
	オフィスプラス複数機器対応アダプタ（最大 300 チャネル対応）		1 台毎	16,000 円(税込 17,600 円)
	設定変更工事費		1 台毎	4,800 円(税込 5,280 円)
一時中断工事費	基本工事費		1 工事毎	2,000 円(税込 2,200 円)
	交換機等工事費	下記以外	1 工事毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		契約者回線番号又は追加番号	1 番号毎	820 円(税込 902 円)
		迷惑電話拒否サービス	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		着信お知らせメール	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		FAX お知らせメール	1 番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		着信課金	1 着信課金番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		Marubeni 光電話＃ダイヤル	1#ダイヤル番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		特定番号接続（Marubeni 光電話オフィス）	1 工事毎	1,120 円(税込 1,232 円)
		グループ通話定額（Marubeni 光電話オフィス）	1 事業所番号毎	1,120 円(税込 1,232 円)
その他工事費	契約者番号変更（改番）		1 番号毎	2,650 円(税込 2,915 円)

※一時利用中断後、再度利用を開始する場合の工事費は、基本工事費、交換機工事費と同額です。

※ 時刻指定工事（1 時間ごとに設定可能）を希望される場合
9:00～16:00 の場合 11,000 円(税込 12,100 円)、17:00～21:00 の場合 東日本エリア 18,000 円(税込 19,800 円) 西日本エリア 20,000 円(税込 22,000 円)、22:00～翌 8:00 の場合 東日本エリア 28,000 円(税込 30,800 円) 西日本エリア 30,000 円(税込 33,000 円)を別途請求します。

※ 夜間時間帯（17:00～22:00）および（12 月 29 日～1 月 3 日は 8:30～22:00）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円(税込 1,100 円)を差し引いて「1.3 倍」した額に 1,000 円(税込 1,100 円)を加算した金額を請求します。

※ 深夜時間帯（22:00～翌日 8:30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円(税込 1,100 円)を差し引いて「1.6 倍」した額に 1,000 円(税込 1,100 円)を加算した金額を請求いたします。

※ 工事費（基本工事費、時刻指定工事費は除く）の合計が 29,000 円(税込 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込 31,900 円)までごとに、「加算額：3,500 円(税 3,850 円)」が発生します。

第３表　月額利用料

（１）基本料金

プラン名	料金
Marubeni 光電話	500 円(税込 550 円)

Marubeni 光電話プラス	1,500 円(税込 1,650 円)
Marubeni 光電話オフィス	1,300 円(税込 1,430 円)
Marubeni 光電話オフィスプラス	1,100 円(税込 1,210 円)

（２）機器利用料金

■Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス

（東日本エリア）

区分		料金
光電話対応ルーター	10 ギガタイプ E	無料
	ファミリータイプ E （100M、200M）	無料
	マンションタイプ E （100M、200M）	450 円(税込 495 円)
光電話対応ルーター（無線 LAN 機能付）	10 ギガタイプ E	300 円(税込 330 円)
	ファミリータイプ E （100M、200M）	300 円(税込 330 円)
	マンションタイプ E （100M、200M）	750 円(税込 825 円)
ホームゲートウェイ（１ギガ対応無線ＬＡＮカード親機付）（1 ギガタイプ）		300 円(税込 330 円)
無線 LAN カード（子機用）		300 円(税込 330 円)

（西日本エリア）

区分	料金
光電話対応ルーター	無料
光電話対応ルーター（無線 LAN 機能付）	100 円(税込 110 円)
無線 LAN カード	100 円(税込 110 円)

■Marubeni 光電話オフィス、Marubeni 光電話オフィスプラス

区分	料金
オフィスタイプ対応アダプタ 4 チャネル用	1,000 円(税込 1,100 円)
オフィスタイプ対応アダプタ 8 チャネル用	1,500 円(税込 1,650 円)
オフィスタイプ対応アダプタ最大 23 チャネル用	5,400 円(税込 5,940 円)
オフィスプラス複数機器対応アダプタ（最大 32 チャネル対応）	1,000 円(税込 1,100 円)
オフィスプラス複数機器対応アダプタ（最大 300 チャネル対応）	5,400 円(税込 5,940 円)

（３）付加機能

■Marubeni 光電話、Marube　ni 光電話プラス

サービス名	単位	料金
発信者番号表示	1 利用回線毎	400 円(税込 440 円)
ナンバーリクエスト	1 利用回線毎	200 円(税込 220 円)
通話中着信	1 利用回線毎	300 円(税込 330 円)
電話転送	1 番号毎	500 円(税込 550 円)

迷惑電話拒否サービス		1 利用回線毎又は 1 番号毎	200 円(税込 220 円)
着信お知らせメール		1 番号毎	100 円(税込 110 円)
FAX お知らせメール		1 番号毎	100 円(税込 110 円)
追加番号		1 番号毎	100 円(税込 110 円)
複数チャネル		1 利用回線毎	200 円(税込 220 円)
グループ通話定額		1 チャネル毎	400 円(税込 440 円)
テレビ電話/高音質電話		1 利用回線毎	無料
着信課金	基本機能	1 着信課金番号毎	1,000 円(税込 1,100 円)
	複数回線管理機能	1 着信課金番号毎	1,000 円(税込 1,100 円)
	発信地域振分機能	1 着信課金番号毎	350 円(税込 385 円)
	話中時迂回機能	1 迂回グループ毎	800 円(税込 880 円)
	着信振分接続機能	1 振分グループ毎	700 円(税込 770 円)
	時間外案内機能 （受付先変更機能）	1 番号毎	650 円(税込 715 円)
	カスタマコントロール機能	1 着信課金番号毎	無料
	特定番号通知機能	1 番号毎	100 円(税込 110 円)
Marubeni 光電話#ダイヤル	エリア毎利用型	#ダイヤル番号毎	15,000 円(税込 16,500 円)
	ブロック内利用型	#ダイヤル番号毎	10,000 円(税込 11,000 円)

■Marubeni 光電話オフィス、Marubeni 光電話オフィスプラス

サービス名		単位	料金
発信者番号表示		1 利用回線毎	1,200 円(税込 1,320 円)
ナンバーリクエスト		1 利用回線毎	600 円(税込 660 円)
電話転送		1 番号毎	500 円(税込 550 円)
迷惑電話拒否サービス		1 利用回線毎又は 1 番号毎	200 円(税込 220 円)
着信お知らせメール		1 番号毎	100 円(税込 110 円)
FAX お知らせメール		1 番号毎	100 円(税込 110 円)
追加番号		1 番号毎	100 円(税込 110 円)
複数チャネル	オフィス	1 利用回線毎	400 円(税込 440 円)
	オフィスプラス	1 利用回線毎	1,000 円(税込 1,100 円)
一括転送機能		1 利用回線毎	3,000 円(税込 3,300 円)
故障・回復通知機能		1 利用回線毎	3,000 円(税込 3,300 円)
グループ通話定額		1 チャネル毎	400 円(税込 440 円)
テレビ電話/高音質電話		1 利用回線毎	無料
着信課金	基本機能	1 着信課金番号毎	1,000 円(税込 1,100 円)
	複数回線管理機能	1 着信課金番号毎	1,000 円(税込 1,100 円)
	発信地域振分機能	1 着信課金番号毎	350 円(税込 385 円)
	話中時迂回機能	1 迂回グループ毎	800 円(税込 880 円)

	着信振分接続機能	1 振分グループ毎	700 円(税込 770 円)
	時間外案内機能 （受付先変更機能）	1 番号毎	650 円(税込 715 円)
	カスタマコントロール機能	1 着信課金番号毎	無料
	特定番号通知機能	1 番号毎	100 円(税込 110 円)
Marubeni 光電話 #ダイヤル	エリア毎利用型	#ダイヤル番号毎	15,000 円(税込 16,500 円)
	ブロック内利用型	#ダイヤル番号毎	10,000 円(税込 11,000 円)
グループダイヤリング	基本機能	1 契約回線毎 (1 事業所番号利用)	3,500 円(税込 3,850 円)
	追加事業所番号	1 番号毎	2,000 円(税込 2,200 円)

第４表　通信料金

（１）通話料・通信料

■Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス

区分			通話料
音声	固定電話（ひかり電話、加入電話、INS ネット、IP 電話（050 番号除く））等への通話の通話		8 円(税込 8.8 円)/3 分
	携帯電話への通話		16 円(税込 17.6 円)/60 秒
	他社 IP 電話（050 番号）への通話		10.5 円(税込 11.55 円)/3 分
データ接続	データ接続対応機器からデータ接続対応機器へのデータ通信（データ接続を複数同時利用した場合含む）	利用帯域 64Kbps まで	1 円(税込 1.1 円)/30 秒
		利用帯域 64Kbps 超～512Kbps まで	1.5 円(税込 1.65 円)/30 秒
		利用帯域 512Kbps 超～1Mbps まで	2 円(税込 2.2 円)/30 秒
		利用帯域 1Mbps 超～2.6Mbbs まで	15 円(税込 16.5 円)/3 分
		利用帯域 2.6Mbbs 超	100 円(税込 110 円)/3 分
テレビ電話	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信	利用帯域 2.6Mbbs まで	15 円(税込 16.5 円)/3 分
		利用帯域 2.6Mbbs 超	100 円(税込 110 円)/3 分
その他	上記以外の通信	利用帯域 2.6Mbbs まで	15 円(税込 165 円)/3 分
		利用帯域 2.6Mbbs 超	100 円(税込 110 円)/3 分

■Marubeni 光オフィス電話、Marubeni 光電話オフィスプラス

区分			通話料
音声	固定電話（ひかり電話、加入電話、INS ネット、IP 電話（050 番号除く））等への通話の通話	プラン 1 県内（プラスのみ）	6 円(税込 6.6 円)/3 分
		プラン 1 県間（プラスのみ）	10 円(税込 11 円)/3 分
		プラン 2	8 円(税込 8.8 円)/3 分
	携帯電話への通話		16 円(税込 17.6 円)/60 秒
	他社 IP 電話（050 番号）への通話		10.5 円(税込 11.55 円)/3 分
データ接続	データ接続対応機器からデータ接続対応機器への	利用帯域 64Kbps まで	1 円(税込 1.1 円)/30 秒
		利用帯域 64Kbps 超～512Kbps まで	1.5 円(税込 1.65 円)/30 秒

	データ通信 （データ接続を複数同時利用した場合含む）	利用帯域 512Kbps 超～1Mbps まで	2 円(税込 2.2 円)/30 秒
		利用帯域 1Mbps 超～2.6Mbbs まで	15 円(税込 16.5 円)/3 分
		利用帯域 2.6Mbbs 超	100 円(税込 110 円)/3 分
テレビ電話	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信	利用帯域 2.6Mbbs まで	15 円(税込 16.5 円)/3 分
		利用帯域 2.6Mbbs 超	100 円(税込 110 円)/3 分
その他	上記以外の通信	利用帯域 2.6Mbbs まで	15 円(税込 16.5 円)/3 分
		利用帯域 2.6Mbbs 超	100 円(税込 110 円)/3 分

◎他社 IP 電話（050 番号）の接続事業者は下記の通りです。

株式会社ＳＴＮｅｔ、株式会社ＱＴｎｅｔ、株式会社オプテージ、ソフトバンク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ZIP Telecom 株式会社、アルテリア・ネットワーク株式会社、Colt テクノロジーサービス株式会社、株式会社アイ・ピー・エス、コムスクエア株式会社、株式会社ハイスタンダード

（２）電話番号案内（104）

区分			料金
昼間・夜間	月に 1 案内の場合		60 円(税込 66 円)/案内
	月に 2 案内以上の場合	1 案内分	60 円(税込 66 円)/案内
		1 案内を超える部分	90 円(税込 99 円)/案内
深夜・早朝（午後 11 時～午前 8 時）			150 円(税込 165 円)/案内

（３）国際通話

国名	国番号	通話料 （1 分ごと）
アイスランド共和国	354	70 円
アイルランド	353	20 円
アセンション島	247	250 円
アゼルバイジャン共和国	994	70 円
アゾレス諸島	351	35 円
アフガニスタン・イスラム共和国	93	160 円
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	1	9 円
アラブ首長国連邦	971	50 円
アルジェリア民主人民共和国	213	127 円
アルゼンチン共和国	54	50 円
アルバ	297	80 円
アルバニア共和国	355	120 円
アルメニア共和国	374	202 円

アンギラ	1-264	80 円
アンゴラ共和国	244	45 円
アンティグア・バーブーダ	1-268	80 円
アンドラ公国	376	41 円
イエメン共和国	967	140 円
イギリス（グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国）	44	20 円
イスラエル国	972	30 円
イタリア共和国	39	20 円
イラク共和国	964	225 円
イラン・イスラム共和国	98	80 円
インド	91	80 円
インドネシア共和国	62	45 円
ウガンダ共和国	256	50 円
ウクライナ	380	50 円
ウズベキスタン共和国	998	100 円
ウルグアイ東方共和国	598	60 円
英領バージン諸島	1-284	55 円
エクアドル共和国	593	60 円
エジプト・アラブ共和国	20	75 円
エストニア共和国	372	80 円
エスワティニ王国	268	45 円
エチオピア連邦民主共和国	251	150 円
エリトリア国	291	125 円
エルサルバドル共和国	503	60 円
オーストラリア連邦	61	20 円
オーストリア共和国	43	30 円
オマーン国	968	80 円
オランダ王国	31	20 円
オランダ領アンティール	599、1-721	70 円
ガーナ共和国	233	70 円
カーボヴェルデ共和国	238	75 円
ガイアナ共和国	592	80 円
カザフスタン共和国	7	70 円
カタール国	974	112 円
カナダ	1	10 円
カナリア諸島	34	30 円
ガボン共和国	241	70 円
カメルーン共和国	237	80 円
ガンビア共和国	220	115 円

カンボジア王国	855	90 円
ギニア共和国	224	70 円
ギニアビサウ共和国	245	250 円
キプロス共和国	357	45 円
キューバ共和国	53	112 円
ギリシャ共和国	30	35 円
キリバス共和国	686	155 円
キルギス共和国	996	140 円
グアテマラ共和国	502	50 円
グアドループ島	590	75 円
グアム	1-671	20 円
クウェート国	965	80 円
クック諸島	682	155 円
グリーンランド	299	91 円
クリスマス島	61	20 円
グルジア	995	101 円
グレナダ	1-473	80 円
クロアチア共和国	385	101 円
ケイマン諸島	1-345	70 円
ケニア共和国	254	75 円
コートジボワール共和国	225	80 円
ココス・キーリング諸島	61	20 円
コスタリカ共和国	506	35 円
コソボ共和国	383	120 円
コモロ連合	269	80 円
コロンビア共和国	57	45 円
コンゴ共和国	242	150 円
コンゴ民主共和国	243	75 円
サイパン	1-670	30 円
サウジアラビア王国	966	80 円
サモア独立国	685	80 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	239	200 円
ザンビア共和国	260	70 円
サンピエール島・ミクロン島	508	50 円
サンマリノ共和国	378	60 円
シエラレオネ共和国	232	175 円
ジブチ共和国	253	125 円
ジブラルタル	350	90 円
ジャマイカ	1-876	75 円

シリア・アラブ共和国	963	110 円
シンガポール共和国	65	30 円
ジンバブエ共和国	263	70 円
スイス連邦	41	40 円
スウェーデン王国	46	20 円
スーダン共和国	249	125 円
スペイン	34	30 円
スペイン領北アフリカ	34	30 円
スリナム共和国	597	80 円
スリランカ民主社会主義共和国	94	75 円
スロバキア共和国	421	45 円
スロベニア共和国	386	100 円
赤道ギニア共和国	240	120 円
セネガル共和国	221	125 円
セルビア共和国	381	120 円
セントクリストファー・ネイビス連邦	1-869	79 円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	1-784	80 円
セントヘレナ	290	250 円
セントルシア	1-758	80 円
ソマリア民主共和国	252	125 円
ソロモン諸島	677	159 円
タークス・カイコス諸島	1-649	80 円
タイ王国	66	45 円
大韓民国	82	30 円
台湾	886	30 円
タジキスタン共和国	992	60 円
タンザニア連合共和国	255	80 円
チェコ共和国	420	45 円
チャド共和国	235	250 円
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	86	30 円
中央アフリカ共和国	236	127 円
チュニジア共和国	216	70 円
朝鮮民主主義人民共和国	850	129 円
チリ共和国	56	35 円
ツバル	688	120 円
デンマーク王国	45	30 円
ドイツ連邦共和国	49	20 円
トーゴ共和国	228	110 円
トケラウ諸島	690	159 円

ドミニカ共和国	1-809/1-829/1-849	35 円
ドミニカ国	1-767	112 円
トリニダード・トバゴ共和国	1-868	55 円
トルクメニスタン	993	110 円
トルコ共和国	90	45 円
トンガ王国	676	105 円
ナイジェリア連邦共和国	234	80 円
ナウル共和国	674	110 円
ナミビア共和国	264	80 円
ニウエ	683	159 円
ニカラグア共和国	505	55 円
ニジェール共和国	227	70 円
ニューカレドニア	687	100 円
ニュージーランド	64	25 円
ネパール連邦民主共和国	977	106 円
ノーフォーク島	672	79 円
ノルウェー王国	47	20 円
バーレーン王国	973	80 円
ハイチ共和国	509	75 円
パキスタン・イスラム共和国	92	70 円
バチカン市国	39	20 円
パナマ共和国	507	55 円
バヌアツ共和国	678	159 円
バハマ国	1-242	35 円
パプアニューギニア独立国	675	50 円
バミューダ諸島	1-441	50 円
パラオ共和国	680	100 円
パラグアイ共和国	595	60 円
バルバドス	1-246	75 円
ハワイ	1	9 円
ハンガリー共和国	36	35 円
バングラデシュ人民共和国	880	70 円
東ティモール民主共和国	670	126 円
フィジー共和国	679	50 円
フィリピン共和国	63	35 円
フィンランド共和国	358	30 円
ブータン王国	975	70 円
プエルトリコ	1-787、1-939	40 円
フェロー諸島	298	75 円

フォークランド諸島	500	190 円
ブラジル連邦共和国	55	30 円
フランス共和国	33	20 円
フランス領ギアナ	594	50 円
フランス領ポリネシア	689	50 円
ブルガリア共和国	359	80 円
ブルキナファソ	226	80 円
ブルネイ・ダルサラーム国	673	62 円
ブルンジ共和国	257	70 円
米領サモア	1-684	50 円
米領バージン諸島	1-340	20 円
ベトナム社会主義共和国	84	85 円
ベナン共和国	229	80 円
ベネズエラ・ボリバル共和国	58	50 円
ベラルーシ共和国	375	80 円
ベリーズ	501	55 円
ペルー共和国	51	55 円
ベルギー王国	32	20 円
ポーランド共和国	48	40 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	60 円
ボツワナ共和国	267	75 円
ボリビア多民族国	591	55 円
ポルトガル共和国	351	35 円
香港	852	30 円
ホンジュラス共和国	504	65 円
マーシャル諸島共和国	692	110 円
マイヨット島	262	150 円
マカオ	853	55 円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	389	80 円
マダガスカル共和国	261	160 円
マディラ諸島	351	35 円
マラウイ共和国	265	127 円
マリ共和国	223	55 円
マルタ共和国	356	70 円
マルチニーク島	596	55 円
マレーシア	60	30 円
ミクロネシア連邦	691	79 円
南アフリカ共和国	27	75 円
南スーダン共和国	211	125 円

ミャンマー連邦共和国	95	90 円
メキシコ合衆国	52	35 円
モーリシャス共和国	230	70 円
モーリタニア・イスラム共和国	222	80 円
モザンビーク共和国	258	127 円
モナコ公国	377	25 円
モルディブ共和国	960	105 円
モルドバ共和国	373	101 円
モロッコ王国	212	70 円
モンゴル国	976	60 円
モンセラット	1-664	112 円
モンテネグロ	382	120 円
ヨルダン・ハシェミット王国	962	110 円
ラオス人民民主共和国	856	105 円
ラトビア共和国	371	90 円
リトアニア共和国	370	60 円
リビア	218	70 円
リヒテンシュタイン公国	423	30 円
リベリア共和国	231	75 円
ルーマニア	40	60 円
ルクセンブルク大公国	352	35 円
ルワンダ共和国	250	125 円
レソト王国	266	70 円
レバノン共和国	961	112 円
レユニオン	262	70 円
ロシア	7	45 円

（4）衛星電話・その他

種別	国番号	通話料（1分ごと）
インマルサット-B	870	307 円
インマルサット-B-HSD	870	700 円
インマルサット-M	870	363 円
インマルサット-ミニ M/フリート/M4	870	209 円
インマルサット-BGAN/FBB	870	209 円
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	870	700 円
インマルサット-エアロ	870	700 円
インマルサット-M4-HSD/F-HSD	870	700 円
イリジウム	881-6、881-7	250 円
スラーヤ	882-16	175 円

トランザテル	88247	120 円

第５表　その他の料金

区分	単位	料金
電話帳重複掲載	１掲載につき年間	500 円(税込 550 円)

第６表　レンタル機器損害賠償金

請求上限金額が適用される費用		最大金額（不課税）
光電話対応ルーター	基本装置	12,000 円
	増設用無線 LAN カード	1,000 円
光電話オフィスタイプ 対応アダプタ	4xx／8xx シリーズ	58,000 円
	23xx シリーズ	360,000 円

◎紛失・破損した場合、及び当社指定する返却期限までにご返却頂けない場合は、機器損害金をお支払いいただきます。

◎上記記載の請求金額は最大額であり、実際の請求は、減価償却を考慮した金額となります。

料金表（Marubeni 光電話専用、Marubeni 光電話専用プラス）

第１表　手数料等

区分	単位	料金
新規契約手数料 / 転用手数料 / 事業者変更手数料	契約回線毎	2,000 円(税込 2,200 円)
移転手数料	１工事毎	2,000 円(税込 2,200 円)
請求書発行手数料	１発行毎	250 円(税込 275 円)
口座振替事務手数料	１処理毎	150 円(税込 165 円)
NTT 東日本・NTT 西日本　代行請求(まとめて支払い)		200 円(税込 220 円) /150 円(税込 165 円)
通話明細閲覧利用料		50 円(税込 55 円)
収納手数料	１処理毎	500 円(税込 550 円)
光回線再利用手続費 （新規契約の際、光回線再利用を伴う手続きを行った場合）		6,000 円(税込 6,600 円)

第２表　工事費

○回線工事費

区分			料金
基本工事費	派遣あり※1	屋内配線を新設する場合	20,000 円(税込 22,000 円)
		屋内配線を新設しない場合	10,600 円(税込 11,660 円)
	派遣なし※2		3,000 円(税込 3,300 円)

※ お客様の設備状況によっては、工事費が変更となる場合があります。

※ 土日祝日に工事を実施する場合、「土日祝日加算工事費：3,000 円(税込 3,300 円)」を加算して請求します。

※ 時刻指定工事（1 時間ごとに設定可能）を希望される場合

9:00～16:00 の場合 11,000 円(税込 12,100 円)、17:00～21:00 の場合 東日本エリア 18,000 円(税込 19,800 円) 西日本エリア 20,000 円(税込 22,000 円)、22:00～翌 8:00 の場合 東日本エリア 28,000 円(税込 30,800 円) 西日本エリア 30,000 円(税込 33,000 円)を別途請求します。

※ 夜間時間帯（17:00～22:00）および（12 月 29 日～1 月 3 日は 8:30～22:00）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円(税込 1,100 円)を差し引いて「1.3 倍」した額に 1,000 円(税込 1,100 円)を加算した金額を請求します。

※ 深夜時間帯（22:00～翌日 8:30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円(税込 1,100 円)を差し引いて「1.6 倍」した額に 1,000 円(税込 1,100 円)を加算した金額を請求いたします。

※ 工事費（基本工事費、時刻指定工事費は除く）の合計が 29,000 円(税込 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込 31,900 円)までごとに、「加算額：3,500 円(税 3,850 円)」が発生します。

※1 本工事に含まれる工事内容は、以下の通りです。

（1）基本工事 （2）交換機等工事 （3）回線終端装置工事 （4）機器工事

※2 本工事に含まれる工事内容は、以下の通りです。

(ア) 基本工事 （2）交換機等工事

※1,2 工事担任者の派遣が必要か否かは、当社にて判断します。

※1,2 お客様の設備状況によって工事費が変更となる場合があります。

※ 品目変更・移転工事費も同額です。

〇電話工事費

※料金表 （Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス）第２表 工事費に準ずる。

第３表 月額利用料

（１）基本料金

プラン名	料金
Marubeni 光電話専用	2,500 円(税込 2,750 円)
Marubeni 光電話専用プラス	3,500 円(税込 3,850 円)

（２）機器利用料金

区分	料金
光電話対応ルーター	無料

（３）付加機能

※料金表（Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス）に準ずる。

（４）出張修理オプション

区分	料金
24 時間出張修理オプション	3,000 円(税込 3,300 円)

第４表 通信料金

※料金表（Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス）に準ずる。

第５表　その他の料金

※料金表（Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス）に準ずる。

第６表　レンタル機器損害賠償金

※料金表（Marubeni 光電話、Marubeni 光電話プラス）に準ずる。